

学校法人制度改革特別委員会 (第2回)	資料4－4
令和4年2月9日(水)	

私中高連発第155号
令和4年2月3日

学校法人制度改革特別委員会
主査 福原 紀彦 殿

日本私立中学高等学校連合会
会長 吉田晋
[公印省略]

「学校法人ガバナンス改革に関する主な論点」に関する意見（1）

<総論>

私立中学校・高等学校が今後もその自主性・独自性を發揮して、公教育の一翼を担つて行くためには、所轄庁の介入に頼ることなく、それぞれの母体となる学校法人が時宜にかなった改善を行い、自律的に運営をしていくことが必要である。そのためには、寄附行為の定めにより、各学校法人がそれに相応しい取組みを主体的に行える仕組みを確保することが望ましい。

各中高法人では、令和元年の私立学校法の改正をはじめ、これまでの累次の法改正を踏まえ、既に様々な改革の取組みを行っており、現在、特段の改革の必要があるとは思えない。学校法人制度をさらに改革しなくてはならないのであれば、何故にその必要性があるのか、また、現に発生した不祥事事案について私立学校法のどの規定にどのような問題があったのか、それをどのように変更すれば同様の事案を防げるのか等々、改革の必要性や理由を明確に示すべきではないか。既に平成26年の私立学校法の改正で、所轄庁による報告徴収・立入検査や、措置命令、役員の解任勧告などの規定が整備されており、刑事事件にまでなる異例の事態には、所轄庁が現行法においても充分に対応できたはずである。また、これまでの議論の中で制度改革の参考とすべきとされている社会福祉法人や公益社団・財団法人においても資金流出問題等が発生しており、こうした公益法人と同等の仕組みにしても、学校法人の改革とはなり得ないのではないかと危惧せざるを得ない。

なお、学校法人の根本規則の名称については、これまで通り「寄附行為」とすべきである。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等では会社と同様「定款」と改正されているが、私立学校においては、「寄附行為」という用語が単に法律用語というだけでなく、むしろ、私立学校の存在の原点を象徴的に表わす用語であり、私立学校法では今後も維持すべきである。

<理事会・評議員会の関係>

学校法人の機関設計は引き続き、理事会を意思決定・執行機関、評議員会を諮問機関とすべきである。中高法人においては、理事会や評議員会が相対するのではなく、理事

会、評議員会と教学が一体となって初めて、私立中高の健全かつ円滑な運営が可能となっている。教育活動と学校経営は不離不即の関係にあって、理事会と評議員会の協力によって、教育活動や学校経営は滞りなく進められており、それによって、私立中高の教育は評価されているのも事実である。

理事会と評議員会の関係は、学校法人としての最終的な責任及び権限は理事会にあるとした上で、役員の選解任など一定の重要事項については、評議員会が意見を述べたり、評議員会の同意を得る手続きを設けるといった取組みを、各学校法人が寄附行為の定めにより自律的に行うことが適当である。こうしたことは現行の私立学校法の中でも各学校法人において実施可能であり、法改正するまでもなく、現行法の適切な運用によって対応できるのではないか。

理事・理事会による評議員の選任、現役の理事との兼務や教職員、卒業生からの選任などが制限・撤廃されれば、私立学校独自の教育について理解した有為な人材を確保することはますます難しくなるばかりか、教学部分と経営部分が分断され、より良い教育を求める生徒やその父母の要望等に対して、迅速に応えられず、期待を裏切ることにもなる。また、中高法人の監事・評議員は、その殆どが無報酬で依頼しているのが実態であり、適任者も限られているのが現実である。このような状況の中で、さらに監事・評議員に善管注意義務や損害賠償責任を課せば、応分の報酬を考慮したとしても、現実問題として新たに引き受け手となる人材の確保はいよいよ困難になる。

以上